

知的財産政策に関する意見

2025 年 4 月 17 日

日本商工会議所

東京商工会議所

【基本的な考え方】

（「高付加価値創出型経済への転換」に向けイノベーション創出と知的財産は密接不可分）

わが国経済は今、潜在成長力の底上げと国際競争力強化による国際的地位の再浮上に向けた、極めて重要な局面にある。国内では旺盛な設備投資や高い賃上げ率の実現など、「失われた 30 年」を取り戻すべく、久方ぶりの好機を迎えている。しかし、国際情勢が激変する中で第二次トランプ政権の発足等も加わり、科学技術・イノベーション力を基盤とする国際競争力がこれまで以上に国家の存亡を左右することが必至の情勢となっている。経済安全保障の要請や DX の進展に伴う無形資産の価値の高まりといった急速な構造的変化に加え、諸外国が国家の威信をかけた競争のギアを一段と上げる中、わが国の経済政策が従来の延長線上にとどまり、改革に向けた決断と実行を怠れば、その国際的地位は確実に後退する。今こそ、危機感を持って抜本的な改革を速やかに断行し、知的資産を核とした競争力を再構築しなければならない。

わが国の国力の基盤である分厚い中間層を将来にわたって維持するためには、政府が掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済」の実現に向け、投資と賃上げのモメンタムを持続させ、物価と賃金の好循環を創出する必要がある。このためには、国内企業総数の 99.7% を占め、雇用の約 7 割（3 大都市圏を除く地方部は約 9 割）を支える「中小企業の経営力強化」と「地方創生」を戦略的に進め、日本経済再生の起爆剤とすることが極めて重要である。

石破政権が目指す「高付加価値創出型経済への転換」に向けて、知的財産（知財）はイノベーション創出と密接不可分である。しかしわが国においては、リスクを乗り越えてイノベーションを創出する企業の取組みが十分でなく、イノベーションの源である研究開発への投資も伸び悩んでいる。特に中小企業では諸外国に比べて研究開発費シェアが停滞している。地域経済とイノベーションの根幹を担う中小企業・スタートアップが、自社固有の技術やノウハウ・ブランド等の知財を活用し、高い付加価値を創出できるようにすることを産業政策の目的として明確に位置づけ、企業のインセンティブを高める制度・政策を提供することで企業行動を変革し、地域経済の好循環を生み出していくことが重要である。

（知的財産は企業経営の根幹、「知財経営リテラシー」の向上は知財政策の一丁目一番地）

目下、多くの中小企業・小規模事業者が、長引くコスト負担増への対応や取引条件の改善、深刻な人手不足への対応、設備投資や賃上げに必要な原資の持続的確保といった経営課題に直面している。これら諸課題を根本的に解決する上で知財の創造・活用・保護は極めて有効であるが、こうした認識が経営者・支援機関ともに不足している。知財を活用した経営に関する知識や能力、すなわち「知財経営リテラシー」の向上を図ることこそが、わが国の知財政策の出発点、一丁目一番地である。中小企業経営者と支援機関の双方において「知的財産は企業経営の根幹である」との認識が浸透・定着して初めて、知財は、その創造・活用および適切な保護

が車の両輪となり、「稼ぐ力」すなわち企業のイノベーション・高付加価値創出の原動力たりうるものと確信する。

（「知財経営」を国の重要政策に位置づけ、地域を支え牽引する企業の成長後押しを）

大企業に比べ有形資産に乏しい中小企業等が「稼ぐ力」を強化し、イノベーション・高付加価値創出を図るには、知財等の無形資産を認識し、経営に取り入れる「知財経営」の推進が重要である。知財の「創造（産み）」・「活用（育て）」・「保護（守る）」を循環させ、付加価値創造サイクルを生み出す知財経営の推進を、国の重要政策の柱に位置づけ、戦略的に取り組むことが求められる。事実、知的財産は単に権利から収益を得るに留まらず、他社や研究機関等との協業促進、情報分析を通じた経営の高度化が可能となる有効なツールであることに加え、特許保有中小企業は特許非保有企業と比較して、営業利益率が約 25pt 程度高いというデータもある。

中小企業が独自の技術を活かした商品を開発しても、既存の市場に投入すれば、同業者間の価格競争に陥り、業界全体の収益力低下を招いてしまう。収益力を最も高めるのは、新たな市場の創造である。その際、協調領域と競争領域を見極めたオープン・クローズ戦略によって、市場の成長を加速することが期待される。特許制度が、発明を公開する代償として出願人に権利を付与し、産業の発達に寄与することを目的とする趣旨に立ち返り、知財を活用した新たな市場の創造に効果的な支援を強化していくことが求められる。

諸外国では経済成長に向けて無形資産投資を拡大させている。例えば中国は、国策として「知財強国」を掲げ、新技術・製品の開発、事業化を進める企業にインセンティブを与える等、強力な支援を提供してきた。その結果、企業経営における知財活用の重要性の認識が根付き、今や中国は世界のイノベーションを牽引するようになった。わが国としても、知財政策を質・量ともに諸外国に負けないものに拡充し、技術力の衰退、生産性の停滞を防ぐことが喫緊の課題である。

さらに、地域経済を牽引する企業には、海外展開を目指す中小企業・スタートアップや、世界のサプライチェーンの一翼を担う企業も数多く存在する。特許・意匠・商標等の知的財産権制度は国毎に異なるため、事業の初期段階から進出先の国・地域での権利が確保できるよう、情報提供や国際出願制度、標準化等に関する一層の普及啓発が求められる。

（2025 年を「中小企業における知財活用・保護推進元年」として、アクションプランの早期策定を）

「賃上げと投資がけん引する成長型経済」の実現に向けては、国内企業の多くを占める中小企業のイノベーション創出・付加価値拡大により、賃上げ・設備投資の原資を持続的に確保することが不可欠であり、その源泉となる「稼ぐ力の種」こそ、知財である。とりわけ労働分配率が高水準である中小企業・小規模事業者においては、原資の確保に向けた知財・ノウハウの取引適正化の整備が極めて重要である。

昨年、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」をはじめ多くの政府計画等において、「知的財産の活用・保護」の重要性が国の意思として明記された。また、昨年末に公表された企業取引研究会の報告書では、知財の侵害抑止に向けた実態調査の実施および調査結果等を踏まえたガイドライン等の見直し・策定等が明記された。さらに 2025 年 3 月に閣議決定された「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」では、知財が初めて重点施策の柱（経営者

のリテラシー向上)に明記された他、需要開拓・新事業展開、取引適正化対策、支援機関の体制・連携強化の3つの柱に知財の活用・保護に関する支援が示されたところである。

そこで、2025年を「中小企業における知的財産の活用・保護の推進元年」と位置づけ、関係府省庁連携の下、中小企業における①知財経営リテラシーの向上を軸に、知財の②活用促進と③保護強化を車の両輪とする「知的財産の活用・保護アクションプラン(仮称)」を早期に策定し、実行すべきである。

(日本のコンテンツ産業の保護・育成、生成AI等デジタル市場への環境整備を)

世界に誇る日本のコンテンツ産業は、わが国が諸外国に負けない経済成長を実現するために欠かせない産業であり、GDPにおける外需の増加にも大きく寄与している。他方、国際競争力という点では、世界シェアは2013年に中国に抜かれて以降、米国・中国に次いで第3位となり、近年は欧州も追随するなど、予断を許さない状況にある。

日本のコンテンツ関連産業は高い潜在力を持ち、諸外国からの関心も高い重要な知財を有しているにも関わらず、事業環境整備は十分に行われていない。良質なコンテンツを生み出すための関連産業の保護・育成に向けた環境整備を進めるとともに、急速に進展するデジタル市場においても、技術の特性を活かした新たな無形資産の創造・活用、および適切な保護が図られるよう、時代の要請に応じた制度的措置を含めた環境整備が重要である。

(地方自治体の重点施策に知的財産を位置づけ、地域経済の好循環に資する地方創生を)

わが国が持続的な経済成長を果たしていくためには、「中小企業の経営力強化」とともに「地方創生」が重要なカギとなる。人口減少・少子高齢社会が進むわが国においては、地域の産業集積を磨き上げ、地域に良質な仕事と雇用を創出し、地域経済の好循環を生み出すことが極めて重要である。これには地域を支え牽引する中小・中堅企業の成長が不可欠であるが、現状は特許出願の約8割が東京等の都市部に集中する等、地方部の企業における知財に対する取組みは道半ばである。

石破政権において、地方創生への注力が期待される中、わが国は科学技術の集積や研究開発のエコシステムが適度に分散されていることに加え、半導体等をはじめとする先端技術の国内回帰・誘致が進捗するなど、地域におけるイノベーション創出の土壌が形成されつつある。こうした状況を踏まえ、知財を核とした産学官金連携を推進し、地域経済を牽引する中堅企業および地域を支える中小企業の生産性向上・競争力強化を後押しすることが必要である。

加えて、インバウンド・国内観光需要が堅調に推移する中、各地域が持つ固有のブランドや名産品への注目が高まりつつある。地域経済の好循環を推進する観点からも、観光振興や地域おこしに知財の視点を盛り込み、地域ブランディングを強化していくことが重要である。「地域団体商標」や「地理的表示(GI)」の取得をはじめとする、地方自治体や地域団体等が連携した取組みについて、政府は関係府省庁横断で地方自治体等と連携し、積極的に支援していくことが求められる。

以上の認識の下、日本商工会議所は、全国515商工会議所のネットワークを活かし、特許庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)、日本弁理士会と「知財経営支援ネットワーク」を構築し、地域・中小企業の知財活用支援の裾野拡大に取り組んでいる。引き

続き、中小企業・小規模事業者の知財活用・保護を伴走型で支援するとともに、地域一体での地方創生、中小企業の自己変革、新たな価値創造に全力で取り組む所存である。

政府におかれては、内閣府知的財産戦略推進事務局が司令塔となり、関係府省庁と緊密な連携を図り、わが国の知的財産戦略の基盤強化に取り組むとともに、以下に掲げる要望を踏まえた「知的財産推進計画 2025」の策定および知財政策を強力に推進されたい。

【個別意見】

I. 知財経営リテラシーの向上… P 8

1. 中小企業、支援機関、国・地方自治体における、知財の重要性に関する普及啓発
2. 知財取引適正化に向けた、秘密保持契約締結・不当な契約見直し等の法務支援強化
3. 自社の技術・ノウハウ・データ等を安易に開示しないための周知・指導体制強化
4. 「J-PlatPat」の活用促進による、権利取得状況把握・自己防衛力強化の支援
5. 「IP ランドスケープ」の活用促進による、知財を活用した経営課題解決の支援
6. 経営者・イノベーション人材・知財人材の育成・成長に向けたセミナー等支援カリキュラムへの知財項目の反映

II. 中小企業における知財の創造・活用促進… P 11

1. 中小企業における「知的財産の活用・保護推進アクションプラン（仮称）」の策定
 - （1）事業分野・成長ステージに適した「知財経営支援モデル」の策定
 - （2）知財の創造・活用促進に向けた中小企業支援予算の拡充
 - （3）技術・産業力向上に資する新たな知財創造に向けた、中小企業の研究開発支援の強化
 - （4）新たな知財創造に向けた、初出願の中小企業等に対する出願手続支援・費用無償化
 - （5）INPIT 知財総合支援窓口と中小企業支援窓口との連携機能強化に向けた改善
 - （6）特許行政の一層の体制強化
2. 知財活用の普及・促進に向けた各種支援施策の拡充
 - （1）中小企業・小規模事業者向け各種補助金における知財活用の優遇措置
 - （2）「知財経営支援ポータルサイト（仮称）」構築および好事例の集約・公開
 - （3）知財情報を活用したイノベーション促進に向けたマッチング機会創出に対する支援
3. 知財の価値評価に基づく資金調達の円滑化・税財政面の支援拡充
 - （1）国内における知財の価値評価に関する基準策定に向けた検討
 - （2）「企業価値担保権」に基づく事業性融資の普及・活用促進および知財融資の推進
 - （3）「イノベーション拠点税制」の活用促進および制度の拡充
 - （4）公共調達において知財活用が評価されるための法整備の検討
4. 海外展開に関する権利確保等の情報提供、補助金等支援施策、標準化等の支援
 - （1）グローバルな権利確保の重要性に関する普及啓発
 - （2）中小企業・スタートアップのグローバル化支援
 - （3）外国出願における国別審査基準等の情報提供の改善
 - （4）リヤド意匠法条約（DLT 条約）への加盟に向けた検討
 - （5）中小企業の認証・標準化の活用促進に向けた支援強化
5. イノベーション創出の礎となる知財教育の推進
 - （1）次世代の知財人材育成に向けた「少年少女発明クラブ」の活動支援
 - （2）スーパーサイエンスハイスクールおよび小・中学生への知財教育の拡充

Ⅲ. 取引適正化・侵害抑止に向けた知財保護の強化… P 19

1. 知財保護の強化に向けた実態調査・指針策定・制度策定の検討

- (1) 知財取引の実態に関する定期的な調査・企業名公表の早期実施
- (2) 知財侵害抑止に資する指針の早期策定
- (3) 将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討

2. 企業の共存共栄に向けた知財の取引適正化の推進

- (1) 「パートナーシップ構築宣言」における「知的財産・ノウハウ」項目の改正
- (2) 商品・サービスにおける知財価値の取引価格反映に向けた支援
- (3) 知財取引に関する情報収集体制の強化およびこれらの活動に関する周知広報
- (4) 名ばかりの共同研究による権利搾取の是正

3. 技術・ノウハウ等の情報流出防止に向けた支援強化

- (1) 営業秘密・ノウハウ等の流出被害防止のための指導・支援の強化
- (2) 営業秘密侵害事案に対する刑罰の適正化の検討
- (3) 副業・兼業に伴う情報漏えい防止に関する普及啓発
- (4) 知財の不当な海外流出の取締り強化

4. 知財侵害に負けないための体制整備の強化

- (1) 知財保護に向けた企業や業界団体の取組みへの支援
- (2) 泣き寝入り防止に向けた訴訟費用の補助
- (3) 査証制度の在り方に関する検討
- (4) 特許表示の活用促進等、覆滅防止に向けた制度導入の検討
- (5) 知財訴訟の国際化に伴う裁判判決情報の DX 推進、知財関連法令等の多言語発信強化

Ⅳ. 日本のコンテンツ関連産業の拡大および加速するデジタル市場への対応… P 25

1. コンテンツ関連産業の保護・育成に向けた環境整備

- (1) 著作物に関する公正な契約取引の推進
- (2) フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及啓発によるコンテンツ関連産業の労働環境整備
- (3) 日本コンテンツの海外普及の推進
- (4) コンテンツ輸出における知財保護の強化

2. 生成 AI の活用に向けた環境整備

- (1) 生成 AI の利活用促進に向けた支援の強化
- (2) 生成 AI を活用した発明に伴う知的財産権制度の整備の推進

3. 拡大するデジタル市場に対応するための環境整備

- (1) デジタル空間での知財保護に向けた制度の検討
- (2) デジタル空間での知財活用・保護に関する諸外国の動向把握・周知
- (3) ネットワークを介して国境を跨いで実施される発明の適切な権利保護

V. 地方創生に資する地域および中小・中堅企業の知財活用に向けた体制整備… P 28

1. 地域経済の持続的成長に向けた地方自治体の支援体制強化

- (1) 地方自治体における知的財産推進計画の策定支援
- (2) 地方自治体における知財専門部署設置・専門人材配置の支援
- (3) 「地域知財経営支援ネットワーク」の構築および「INPIT 地域統括拠点（仮称）」の創設
- (4) 「知財経営支援モデル地域創出事業」の支援地域の拡充・好事例の横展開

2. 知財の積極活用による観光・地域振興

- (1) ロケ地誘致支援の強化に向けた補助金制度改善・環境整備
- (2) 「地域団体商標制度」「地理的表示（GI）保護制度」の活用促進

3. 地域の持続的なイノベーション創出を支える人材育成・産学連携

- (1) 社会人・リカレント教育を通じた支援人材の育成
- (2) 大学等保有特許の民間活用促進に向けた支援
- (3) 地域の持続的なイノベーション創出に向けた産学官金連携の推進

【別表】意見項目と中小企業4類型の関係性について… P 32

【意見項目】

I. 知財経営リテラシーの向上

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の本質的な解決に向けて、知財の創造・活用・保護は極めて有効であるにも関わらず、現状この重要性の認識は、中小企業経営者、支援機関、国・地方自治体ともに、一部を除いて不足していると言わざるを得ない。

世界知的所有権機関（WIPO）の調査では、日本における「知的財産が経済に与える影響」に関する認識度は、発展途上国を含む調査対象国の中で最下位となっており、経済活動と知財の関連性への理解度は極めて低い状況にある。

商工会議所 LOBO 調査（2024 年 8 月）でも、国や支援機関等が実施する知財関連施策の認知度について、中小企業の 4 割超が「知っているものはない」と回答しているほか、「自社の技術・ノウハウを不用意に第三者に開示した結果、模倣品が製造・販売された」といった不用意な情報開示事例が聞かれており、知財に関する事業者の感度を高めることが急務である。

そもそも「知的財産」は、特許や商標といった権利化された「知的財産権」のみならず、技術やノウハウ、顧客データ、営業秘密など多くの無形資産そのものであり、これらを持たない企業はない。日々の業務から事業展開、イノベーション創出に至る経営のあらゆるステージにおいて、「知財は企業経営そのものである」との認識を、企業規模や業種を問わず自分ごととして浸透・定着させる必要がある。

この打開策の第一歩として、中小企業経営者、支援機関、国・地方自治体の各層における普及啓発をはじめ、中小企業・小規模事業者等に対する取引適正化に向けた公正な契約および適切な情報開示の指導、知財に関する基礎的な情報の提供が必要である。

1. 中小企業、支援機関、国・地方自治体における、知財の重要性に関する普及啓発

中小企業をはじめ支援機関、国・地方自治体において「知的財産は企業経営の根幹である」との認識を自分ごととして浸透・定着させるためには、各組織のトップから最前線の従業員に至るまで、知財の重要性に関する教育、普及啓発が必要である。

商工会議所では、2023 年 3 月に構築した「知財経営支援ネットワーク」において、特許庁・中小企業庁・INPIT・日本弁理士会等と連携の下、①知的財産活用事例集による好事例の横展開、②知的財産活用チェックリストおよび経営相談時の知財支援のための解説動画の制作、③事業者・経営指導員向けセミナー等に取り組んでいる。

ついでには、支援機関、国・地方自治体においては、各組織内部において、これら各種支援ツールをはじめ本ネットワーク構成機関が行う各種施策事業・プログラム等を最大限活用し、階層毎の研修を継続的に実施するとともに、中小企業・小規模事業者の経営者・従業員に対する情報提供、合同支援、個別支援を積極的に行われたい。

また、中小企業・小規模事業者に接点がある官民の組織（例：税務署、法務局、労働局、大学、経済団体・業種組合、認定経営支援機関、金融機関、専門家等）において、知財関連情報を積極的に周知 P R することが重要である。

なお、ふるさと納税の返礼品において、商標権等の侵害がないことを、地方自治体が事業者に対し注意喚起することも必要である。

2. 知財取引適正化に向けた、秘密保持契約締結・不当な契約見直し等の法務支援強化

企業間取引において「契約こそビジネスの基盤」である。しかし、中小企業・小規模事業者においては、知財に対する重要性の認識不足から、業務請負の際、秘密保持契約等の未締結や片務的な契約の締結により、技術やノウハウを取引先に吸い上げられるケースが後を絶たない。この背景として、発注側企業との力関係や取引打ち切りへの恐れ、長年にわたる商慣行などから、既存契約の見直しや再締結を受注者側から提案・協議しにくい、との声も多く聞かれる。

「知財経営支援ネットワーク」では、2024 年 12 月に中小企業庁が新たに参画し、事業者間の知財に係る不適切な取引に対処する支援体制が強化されたところである。これを契機に、本ネットワークにおいては、法曹界の専門家（弁護士知財ネット等）と連携し、取引適正化に向けた秘密保持契約等の締結指導ならびに既存契約内容の適正性チェックおよび見直し等、中小企業・小規模事業者の知財取引適正化に向けた契約サポート支援を図られたい。

3. 自社の技術・ノウハウ・データ等を安易に開示しないための周知・指導体制強化

中小企業・小規模事業者においては、取引先の要請に応じ自社工場・店舗視察を受ける際、権利化していない重要な技術や営業上知り得たノウハウ・知見を取引先に安易に開示した結果、「第三者に模倣品を製造された」「自社ブランドを商標登録された」などといった被害を訴える声が後を絶たない。

については、こうしたトラブルを未然に防止する観点から、本年 3 月に改訂された「営業秘密管理指針」「秘密情報の保護ハンドブック」等に基づき、自社の技術・ノウハウ・データ等の営業秘密管理について、発注側企業・受注側企業の双方に対する周知啓発を徹底されたい。

あわせて、支援機関（よろず支援拠点、INPIT 知財総合支援窓口、商工会議所・商工会等）で相談業務に従事する者が、相談者に対し適切な相談・指導が行えるよう態勢を強化されたい。

4. 「J-PlatPat」の活用促進による、権利取得状況把握・自己防衛力強化の支援

知財活用を経営の様々な場面において習慣づける上で、国内外の産業財産権情報を Web 上で無料検索・閲覧できる「J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）」は代表的なツールである。

同サービスは、最先端技術や他社の技術開発状況など有用な情報が取得できる他、他社との重複研究の回避、研究開発・事業展開のヒントを得ることができるなど、権利取得状況の把握および自己防衛力の強化の両面で経営面での有用性が非常に高い。専門知識に乏しい事業者でも簡便に利用できる一方、専門性の高い一部の情報については正確に確認するための指導・助言が必要である。

については、特許庁と INPIT は、事業者・支援機関に対して同サービスの一層の周知を図るとともに、使用に関するガイダンス動画のアーカイブ配信等により、知財活用の習慣化に向けてさらなる活用促進を図られたい。

なお、名称が「特許情報プラットフォーム」のため、「特許権しか検索できないと思っていた」との声があったことを付言する。

5. 「IP ランドスケープ」の活用促進による、知財を活用した経営課題解決の支援

「IP ランドスケープ（IPL）」は、知財や市場等の情報分析、自社の強みや市場での位置づけを「見える化」する経営戦略・事業戦略を指す。IPL は、経営課題の本質的な解決に知財を有効

に活用するための代表的な手法であり、欧米先進企業をはじめ各国で導入が進んでいる。

また、中国では 2020 年に IPL に近い概念として「專利導航指南」が制定され、国家として、專利（特許、実用新案、意匠）データを中核に各種データ資源を高度に融合させ、地域発展の位置づけや産業競争の枠組み、企業経営の意思決定および技術革新の方向性を分析する手法を定めている。日本においても近年 IPL は導入が進みつつあるものの、専門人材が不足する中小企業の多くは独自で作成することが困難である。

そこで、現在 INPIT が主体となり中小企業等の経営課題解決の一環として実施する「IP ランドスケープ支援事業」について、「知財は企業経営そのものである」を推進する観点から、中小企業に対するさらなる活用促進を図られたい。

6. 経営者・イノベーション人材・知財人材の育成・成長に向けたセミナー等支援カリキュラムへの知財項目の反映

事業規模・成長ステージを問わず、企業経営において知的財産は密接不可分である。例えば、創業の際、他者がすでに商標権を取得しているブランド名を屋号・社名として商号登録してしまうと、商標権侵害となり、屋号等の変更をせざるを得ないことになってしまう。また、販路開拓においても、展示会等で産業財産権を取得する前に出展してしまったことで、模倣品被害にあってしまうケースも散見されている。

については、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」の需要開拓・新事業展開、取引適正化対策、支援機関の体制・連携強化の 3 つの柱に知財の活用・保護に関する支援が示されたことを踏まえ、知財に関するセミナーのみならず、地方自治体や中小企業支援機関、金融機関等が実施する創業支援等事業における創業セミナーやその他の経営セミナーにおいて、知財に関するカリキュラムを反映し、中小企業・小規模事業者の知財経営リテラシーの向上を図られたい。

また、人材育成の観点からも知財教育は重要である。企業に入ってから学ぶのはもちろんのこと、社会に出る前の高等学校・大学の中で、権利化や企業経営における知財の在り方を学ぶ機会を提供すべきである。近年、大学の中でも知財のカリキュラムが減少しているとの声もある。したがって、高校教育においては後述する SSH 指定校のサイエンス分野の独自カリキュラムに知財を盛り込むこと、大学の経営の講義の中に知財に関する内容を追加することが望まれる。これにより、将来の企業におけるイノベーション推進人材および支援機関における知財人材の育成強化が図られる。

Ⅱ. 中小企業における知財の創造・活用促進

近年の様々な技術革新によるデジタル化、グローバル化に伴いビジネス領域が創出・拡大されていく中、日本の企業はこれまでも増して厳しい競争環境に置かれている。こうした状況下、わが国の経済が力強い再生、国際競争力の早期回復を果たしていくためには、国内企業数の99.7%を占める中小企業における、知財によるイノベーション創出、付加価値拡大が不可欠である。中小企業が「稼ぐ力」を強化し、イノベーション・高付加価値創出を図るためには、知財等の無形資産を認識し、経営に取り入れる「知財経営」の推進が重要である。

今般、2024年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」をはじめ、多くの政府計画等において知財を中小企業政策の中核とすることが国の意思として明記されたことを好機と捉え、2002年に政府が表明した「知的財産立国宣言」の原点に立ち返り、今こそ官民が一丸となって行動を起こす時である。わが国が「失われた30年」を取り戻すべく、世界に冠たる知財立国となることを明確に目標に掲げ、行政、企業、教育、外交など社会のあらゆる分野に知財を浸透させ、総合的かつ計画的に推進することが極めて重要である。

そこで、2025年を「中小企業における知的財産の活用・保護の推進元年」と位置づけ、関係府省庁が緊密に連携して、中小企業における「知的財産の活用・保護推進アクションプラン（仮称）」を策定し、政府全体として予算を措置し、戦略的に取り組まれない。あわせて、政府における執行体制を強化されたい。

また、大企業に比べ経営資源の乏しい中小企業・スタートアップにおいては知財等の無形資産は重要な資産であり、国内における価値評価および融資環境を早期に整備する必要がある、活用促進に向けた税財政支援も不可欠である。

さらに、グローバルな知財に対する認識不足や権利取得等の対応が不十分なまま海外に進出し、諸外国の企業に先んじて権利取得や市場獲得がなされ、後塵を拝す事態も少なくない。海外展開に伴う権利取得等に関する情報提供、補助金支援施策、標準化等の支援が求められる。

1. 中小企業における「知的財産の活用・保護推進アクションプラン（仮称）」の策定

（1）事業分野・成長ステージに適した「知財経営支援モデル」の策定

知財を中小企業政策の中核とした、中小企業における「知的財産の活用・保護推進アクションプラン（仮称）」の策定にあたっては、企業の事業分野・成長ステージに応じた効果的な支援策を講じる視点が重要である。中小企業・小規模事業者には2つの成長モデルが存在する。

①成長志向型の「地域牽引企業」：規模や売上拡大を目指し、成長の梯子を上っていくことを志向する企業

②安定志向型の「地域貢献企業」：地域コミュニティや多様性を担い、地域経済社会の安定を支え、自立的で持続的な経営を志向する企業

地域経済や雇用を牽引する「地域牽引企業」には、付加価値拡大を支援する大胆な税財政支援が有効である。多くの小規模事業者は「地域貢献企業」であり、生活基盤を支える企業、観光面で地域の魅力を創造する企業等、生活や商業インフラを担う欠かせない存在である。

また、「2020年版中小企業白書・小規模企業白書」は、中小企業・小規模事業者に期待される役割・機能を次の4つに類型している。

①グローバル型：グローバル展開をする企業

②サプライチェーン型：サプライチェーンでの中核ポジションを確保する企業

③地域資源型：地域資源の活用等により立地地域外でも活動する企業

④生活関連インフラ型：地域の生活・コミュニティを下支えする企業

海外展開をはじめ事業展開の方針や成長目標は、こうした類型毎に異なることから、事業分野・成長ステージに適した「知財経営支援モデル」を検討することが必要である。

ついては、当所が 2024 年 4 月に公表した「知的財産政策に関する意見」で提示した知的財産政策イメージ等も参考に支援モデルを策定するとともに、適切な KGI・KPI を設定し PDCA を実行されたい。その計画の下、各フェーズに応じた支援予算を確保するとともに、「知財経営支援ネットワーク」を中核として各地域における支援窓口等の体制整備を進められたい。

なお、本意見書の意見項目と該当 4 類型の関係性については、別表（32 頁以降）に記載した。

（２）知財の創造・活用促進に向けた中小企業支援予算の拡充

現在の中小企業・小規模事業者向けの知財活用支援に関する予算（INPIT の運営費を含む）は、特許庁の特許特別会計から大半が支出されている。特許特別会計の直近 3 年の歳入は 1,500 億円～1,600 億円程度で推移しているが、これは、中小企業庁における中小企業・小規模事業者等関連の 2024 年度補正予算と 2025 年予算の合計約 6,600 億円の 4 分の 1 に満たない規模である。政府が目指す成長型経済の実現に向けた、中小企業の「稼ぐ力」を強化する観点から見れば、さらなる予算拡充が不可欠である。

今般、「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁が新たに参画し、「よろず支援拠点と INPIT 知財総合支援窓口等の連携強化に向けた体制構築」が柱に掲げられたことを踏まえ、特許特別会計のみならず、中小企業庁をはじめとする中小企業支援予算を拡充し、政府全体として中小企業・小規模事業者の知財活用支援に取り組むべきである。

（３）技術・産業力向上に資する新たな知財創造に向けた、中小企業の研究開発支援の強化

近年、世界的に科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核となる中、技術流出の防止とともに、わが国の技術・産業力の向上に向けて、さらなる研究開発の強化を進める必要がある。特に、先端技術の研究開発を進めるためには、大企業のみならず、様々な分野において多様で独創的な技術を有する中小企業・スタートアップ等の参画が重要である。

ついては、中小企業支援予算を拡充し、中小企業・小規模事業者の新たな事業・製品・サービスの開発等を支援する補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、新事業進出補助金等）の補助上限額の引き上げや、経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプログラム）等における中小企業・スタートアップの参画を積極的に促す態勢づくり等、中小企業における研究開発支援を強化されたい。

（４）新たな知財創造に向けた、初出願の中小企業等に対する出願手続支援・費用無償化

中小企業・小規模事業者が初めて知財を権利化する際、金銭面の負担は大きな障壁となる。出願料や審査請求料、弁理士への手数料である出願代理費用等の初期コストおよびその後の更新費用は、費用対効果が見出せない事業者が出願を躊躇する要因の一つとなっている。

現状、INPIT において出願書類の作成指導を行っている他、審査請求料等については中小企業を対象に減免制度がある一方、出願手続は原則として弁理士に依頼することとなり、出願代

理費用は原則として全額企業の負担となっている。

今般、「知財経営支援ネットワーク」において INPIT と日本弁理士会で知財経営の普及に向けた連携が可能になったことを受け、初出願の中小企業・小規模事業者に限り、出願書類の作成指導から出願手続までの一気通貫支援および出願代理費用の実質無償化を検討されたい。

未経験の事業者が一步を踏み出し成功体験を積むことで、継続的な出願、国内出願件数全体の増加、弁理士と中小企業のマッチング強化等の相乗効果も期待される。

（５）INPIT 知財総合支援窓口と中小企業支援窓口との連携機能強化に向けた改善

2021 年 12 月の中小企業庁・特許庁・INPIT による「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」策定を手始めに、2022 年 2 月の日本商工会議所と INPIT の業務連携協定(MOU)締結、2023 年 3 月の「知財経営支援ネットワーク」構築、2024 年 12 月の中小企業庁参画によるネットワーク拡充と、中小企業・小規模事業者への知財経営支援体制はここ 3 年の間、特許庁が旗振り役となり官民連携の下、着実に整備・拡充が進められている。

その一方で、各都道府県に 1 か所ずつ設置されている「INPIT 知財総合支援窓口」は、地域内の他の中小企業支援機関と物理的に離れている窓口が複数あり、相談者の利便性に欠けているとの指摘がある。この要因として、INPIT 知財総合支援窓口運営業務の委託先選定は一般競争入札で行われるため、価格競争が優先されることが挙げられる。

2023 年 3 月公表の『知財経営支援ネットワーク』構築への共同宣言』には、「弁理士会(地域会)、INPIT、経済産業局・特許庁で形成する『知財経営支援のコア』が地域の商工会議所等と連携し、ワンストップの支援サービスを提供する『地域知財経営支援ネットワーク』を形成する。『地域知財経営支援ネットワーク』は、各地域の経営、金融、海外展開等の各支援機関との連携を強め、ワンストップ機能を更に強化する」と明記されている。相談の共有だけでなく、内容に応じて即座に他支援機関窓口案内できることが真のワンストップ支援である。

ついては、INPIT 知財総合支援窓口運営業務の委託先選定要件に「よろず支援拠点を含む中小企業支援窓口と同建物内に窓口を設置する等の距離的要件」を追加されたい。もしくは、予算拡充の上、全国のよろず支援拠点に INPIT 知財総合支援窓口の臨時窓口を常設されたい。

（６）特許行政の一層の体制強化

デジタル社会の進展に伴い多様化・高度化する企業の知財活用ニーズへの対応にあたり、特許行政の DX は不可欠であり、申請手続、発送手続のみならず、審査業務におけるデジタル化が極めて重要である。近年、特許権・商標権等の無効審判に関する請求件数や請求成立件数は減少傾向ではあるものの、企業からは、「権利を与えるべきではない技術が特許・商標として成立している事例が後を絶たない」との声が依然として挙がっている。仮にこのような特許が成立したとしても、多くの中小企業は、無効審判請求を立てて対応する資金的・人的余裕に乏しく、対応を見送らざるを得ないのが実情である。

ついては、審査品質のさらなる向上や審査業務の一層の効率化の観点から、産業財産権審査における審査官の増員および AI・IT の活用を加速させ、企業の知財活用を後押しされたい。

2. 知財活用の普及・促進に向けた各種支援施策の拡充

（１）中小企業・小規模事業者向け各種補助金における知財活用の優遇措置

中小企業の経営に知財を組み込んでいくためには、知財活用や権利取得に対する意識の向上とインセンティブの向上が必要である。ついては、中小企業・小規模事業者が利用する各種補助金において、以下の対応を講じられたい。なお、対策を講じる際には、補助金の性質を踏まえ、申請者間の公平性の担保が確保される制度設計にされたい。

①公募要領・書式等において、クリアランス調査（※）の実施を働きかける

※自社の開発技術やブランドが、他者の産業財産権に抵触していないか確認すること

②以下の補助金において、補助上限額引上げ等の優遇措置を講じる

- ・中小企業・小規模事業者の新たな事業・製品・サービスの開発等を支援する補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、新事業進出補助金等）の補助上限額引上げに、「補助事業における特許権等の権利化されている（申請中も含む）知的財産権に関連する技術・ノウハウを活用」の追加
- ・事業承継・M&A 補助金の「事業承継促進枠」における補助上限額引上げについて、「知的財産権を取得している場合」の追加

（２）「知財経営支援ポータルサイト（仮称）」構築および好事例の集約・公開

日本商工会議所・東京商工会議所では、「知財経営支援ネットワーク」の連携の下、2023 年 11 月から知財活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100 社の舞台裏～」の作成を進めている。本事例集では、マークアップ率の向上や人材確保、販路拡大等、知財を効果的に組み込んだ経営を実践する全国の中小企業等の取組みを紹介している。現在 65 社（2025 年 3 月末時点）の事例を公表、2025 年度内に 100 社の事例公表・デジタルブック発行を予定している。

こうした好事例は企業の他にも地域ブランド等の取組みも含め全国各地に多数眠っており、商工会議所をはじめ特許庁・INPIT・日本弁理士会等多くの支援機関が同様の好事例の発掘・公表を行っているものの、それらは各機関のウェブサイト等に個々に分散されている。

そこで、「知財経営支援ネットワーク」の各機関がこれまで収集した公開事例を一元的に集約・公開し、地域や業種・規模、知財の内容等で検索・閲覧可能な「知財経営支援ポータルサイト（仮称）」を早期に構築すべきである。

あわせて、同サイトにおいて、本ネットワーク構成団体の取組み・実績等を広く情報発信していくことが望まれる。

（３）知財情報を活用したイノベーション促進に向けたマッチング機会創出に対する支援

特許庁「令和 5 年度知的財産活動調査報告書」では、2022 年の国内特許権所有件数（1,637,423 件）のうち利用率は 52.0%（850,767 件）と約半数が未利用となっている。未利用特許には、大企業を中心に利用中の特許の周辺特許として権利取得をしているものも一定数あるが、単に社会実装のビジョンを見出せていないものも多々存在する。

イノベーション促進に向けては未利用特許の流通を促すことが必要であり、大学等の研究機関と企業はもとより、企業間での社会実装に向けたマッチング支援の拡大が重要である。

ついては、特許庁および INPIT は、未利用特許の属性分析を行い、社会実装に向けた方策を検討するとともに、民間のマッチング支援事業者に対して未利用特許や「開放特許情報データベース」を基に整理された情報を提供し、マッチング機会の創出を行われたい。その際、マッチング支援を受ける費用を補助する制度の創設を行われたい。

3. 知財の価値評価に基づく資金調達の円滑化・税財政面の支援拡充

(1) 国内における知財の価値評価に関する基準策定に向けた検討

日本においては、知財自体に対する価値評価に関しての明確な基準が現状存在しない。そのため、企業においては知財活用に伴うコストのみが強く意識され、知財活用によるイノベーション創出等のメリットを想定することが難しい状況にある。また、金融機関等においても、企業が保有する知財等無形資産の資産価値・担保価値を客観的に評価することが難しい状況にある。

こうした中、知財をはじめ無形資産を含む事業全体を担保に金融機関等から資金を調達できる制度「企業価値担保権」の創設等を盛り込んだ新法「事業性融資の推進等に関する法律」が、2024年6月に成立し、2027年1月までに施行される予定である。この新法施行により、企業が保有する無形資産の価値および企業の将来性に対して適正な評価を行うための実質的基準が醸成されていくことが大いに期待される。一方、中国では、国家標準として知財の価値評価を具体的に示すための手引きを策定・公布するとともに、産業分類別の実施料・料率データを開示している。

ついては、諸外国の先進事例等も参考に、わが国においても、国内における知財の価値評価を客観的に算定するための基準策定に向けた検討を進められたい。

(2) 「企業価値担保権」に基づく事業性融資の普及・活用促進および知財融資の推進

これまで、政府系金融機関および一部の民間金融機関において知財等無形資産を担保とする融資が行われてきたところ、今般の新法「事業性融資の推進等に関する法律」施行を機に、関係府省庁においては、「企業価値担保権」制度に基づく事業性融資の普及・活用促進に向けて、広く効果的な周知・広報を図られたい。並行して中小企業等が本制度を利用しやすい環境整備を進められたい。

新法では基本理念として「事業性融資の推進等は、会社及び債権者の相互の緊密な連携の下に、会社の事業の継続及び成長発展に必要な資金の調達等の円滑化に資するものとなることを旨として、行われなければならない。」と明記されている。したがって、本制度の浸透・定着に向けては、金融機関等において企業が保有する無形資産の価値および企業の将来性に対して適正な評価が行える「目利き力」を持つことが極めて重要である。

ついては、金融庁は関係府省庁と緊密な連携の下、「知財ビジネス評価書」に基づく融資実績をはじめ、中国等諸外国の先進事例等も参考に、本制度の実効性確保に向けて金融機関等への十分な指導を行われたい。さらに、本制度の運用を踏まえ、わが国における知財融資の在り方について検討を行われたい。

(3) 「イノベーション拠点税制」の活用促進および制度の拡充

わが国企業の知財活用を通じたイノベーション促進と、イノベーション拠点としての立地競争力の強化に向けて、2025年4月から「イノベーション拠点税制」が新たに施行された。中小企業の活用促進に向けて、本税制について特段の周知を図られたい。

また、本税制の対象となる所得の範囲については、現状、知財のライセンス所得および知財の譲渡所得に限定されているが、諸外国では対象となる知財を組み込んだ製品の売却益が含まれており、イノベーションの好循環を形成する観点から、少なくとも中小企業については対象

となる所得の範囲の拡大等が必要である。

あわせて、本税制の対象となる知財の範囲については、現状、特許および AI 関連のプログラムの著作物に限定されているが、中小企業の知財活用を促進する観点から、実用新案権等の知的財産権を対象に追加するよう、制度の拡充を図りたい。

その際、中小企業の負担が過大にならないよう、簡便な計算式で求められるようにすべきである。

（４）公共調達において知財活用が評価されるための法整備の検討

わが国の公共調達は専ら価格競争が原則であり、新たな技術やデザインをはじめとした知財が尊重されておらず、中小企業が新規参入する上での障壁となっている。中小企業の新たな市場確保の観点から、価格や実績のみならず知財活用による新たな取組み等も考慮した公共調達とすることが望ましい。

については、国は会計法令、地方公共団体は地方自治法令にそれぞれ定める公共調達の基本的な枠組みにおいて知財が評価されるよう、所要の法整備を検討されたい。

４．海外展開に関する権利確保等の情報提供、補助金等支援施策、標準化等の支援

（１）グローバルな権利確保の重要性に関する普及啓発

日本企業の海外進出は増加傾向にあり、それに伴い知財の活用機会も増している。一方、中小企業の PCT 国際特許出願件数は概ね 5,000 件程度で停滞するなど、中小企業における複数国で特許を取得する等グローバルに権利を確保することの重要性への意識醸成は道半ばである。

政府は、日本経済・地域経済の発展に向け、中小企業政策の新たな方向性として中小企業の「100 億企業」への成長を目指すとしているが、人口減少等による今後の国内需要縮小等を踏まえると、その実現に向けては海外市場の獲得が重要なカギとなる。その際、事業計画段階から中長期的な海外展開の視野を持ち、事業を計画通りに遂行するために必要な国の全てで特許を取得する等の対応を事前に図ることが必要である。

こうした国際競争力強化の観点から、PCT、ハーグ、マドリッドプロトコル等の各条約等に基づく国際出願等に関する情報提供およびグローバルな権利確保の重要性について、中小企業への一層の普及啓発に鋭意取り組まれない。

（２）中小企業・スタートアップのグローバル化支援

経済安全保障など国の政策に資する中小企業・スタートアップのグローバル化を促進するため、多額の負担をもたらしている海外の産業財産権の取得・維持費用の支援や知財戦略の基礎となる FTO (freedom to operate) 調査等を戦略的・重点的に支援すべきである。中国は、専精特新(専門性, 精巧性, 独自性, 革新性のある)「小巨人」に選ばれた中小企業に対する集中的な知財支援として、優先審査や毎年 1 回の特別相談、専利導航(中国版 IP ランドスケープ)実施支援、知財金融(保険、担保融資等)、価値評価支援、海外知財保護支援基金等によるグローバル化支援などを実施している。わが国もこれら外国の先進的知財支援事例を参照し、政策を高度化させる必要がある。

また、特許庁では 2024 年度から、中小企業等の海外における産業財産権の取得を行う際の一部費用を助成する「海外権利化支援事業」を実施している。本事業のうち「中小企業等海外展

開支援事業費補助金」については、年度をまたぐ補助事業実施も可能としているが、各回の公募期間が固定化されており、企業の出願スケジュールに合致しないケースも想定される。

ついては、同補助金の公募受付期間を通年化するとともに、申請から採択までの期間を短縮する等、使われる制度となるよう所要の改善を図られたい。

（３）外国出願における国別審査基準等の情報提供の改善

特許権等の単位は原則として国毎であり、外国で保護を受けるためには、各国への出願が必要である。外国出願において、権利を取得したい各国の審査基準は国毎に異なり手続等も不明瞭であるため、海外展開を検討する企業からは、権利化までに膨大な時間と費用を要し、海外展開の障壁となっている、との声がある。

ついては、INPIT は JETRO 等との連携の下、諸外国における審査基準、国別の審査の重点ポイント等の最新情報を一元的に集約するとともに、ウェブサイトやセミナー開催等を通じて、海外展開を検討する企業向けに継続的かつ分かりやすい情報提供に努められたい。

（４）リヤド意匠法条約（DLT 条約）への加盟に向けた検討

2024 年 11 月 22 日、サウジアラビア、リヤドにて開催された WIPO 外交会議において、意匠権に関する各国で異なる国内手続を調和・簡素化することにより、出願人の負担を軽減することを目的とした「リヤド意匠法条約（DLT 条約）」が採択された。当該条約へ加盟することで、意匠権制度における国際調和の促進が期待される一方、国内企業への何かしらの弊害が生じる可能性も否定できない。

ついては、ユーザーニーズおよび中小企業・スタートアップに対する影響を調査し、意匠制度小委員会等での適切な議論に基づき、加盟の可否について検討されたい。

（５）中小企業の認証・標準化の活用促進に向けた支援強化

標準化は、単なる規格づくりに留まらず、グローバル市場における消費者の利便性向上、優れた製品の共有に不可欠な取組みである。わが国でも、企業の経営戦略・人材育成面で標準化活動を加速すべきとの観点から、2023 年 6 月に「日本型標準加速化モデル」が公表され、国内の標準化団体・認証機関を中心に標準化の活用促進に向けた取組みが進められている。

一方、多くの中小企業においては標準化への関心・知識に乏しく、活用に向けた資金的・人的余裕も無いことから、取組みが進んでいない。

ついては、中小企業に対する情報提供、普及・啓発、コンサルティングの実施および資金的支援等、標準化への理解・活用促進に向けた標準化団体・認証機関への支援を強化されたい。

５．イノベーション創出の礎となる知財教育の推進

（１）次世代の知財人材育成に向けた「少年少女発明クラブ」の活動支援

公益社団法人発明協会が 1974 年に創設した「少年少女発明クラブ」は、日本が将来にわたり科学技術創造立国として持続的な発展を実現するためには、ものづくりに携わる人材の育成が不可欠である、との理念の下、現在、全国 47 都道府県に 200 ヶ所以上、約 9,000 名の子どもたちと約 2,500 名の指導員が活動を行っている。学校外で「創造の楽しさ」と「権利を守ることの重要性」を学ぶ機会を提供し、自己肯定感の向上や社会性・協調性を育み、次世代の知財人

材となりうる子どもの育成に貢献している。

しかしながら、一部のクラブでは、指導員の高齢化や人手不足など人材面の課題に加え、事業運営資金を同協会からの基本運営事業費（年間上限額 20 万円）で賄っているなど資金的な課題を抱えており、活動に必要な資機材も地元企業がボランティアで支えている状況にある。

については、地域の将来を担う次世代の知財人材育成に向け、国は地方自治体と連携し、同クラブの運営に係る人材面および資金面での支援を図られたい。その際、同クラブが支援を受けるにあたっての事務手続きの簡素化に配慮されたい。

（２）スーパーサイエンスハイスクールおよび小・中学生への知財教育の拡充

わが国の成長戦略の重要な柱である科学技術・イノベーション分野を支え、持続的なイノベーションの創出を可能とするためには、次世代の科学技術人材を育成し続けることが重要である。こうした中、文部科学省指定のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）は、先進的な理数系教育を実施しており、今後のわが国における科学技術分野を担う人材育成効果が期待されている。しかし、現在は、国内の高等学校約 4,800 校のうち、SSH 指定校は 225 校（2024 年度）と、僅かな規模に留まっている。

については、SSH 指定校の拡充および知財に関するカリキュラムを拡充する等により、教育支援の一層の充実を図られたい。

また、知財教育の全国的な推進に向けては、小・中学生などに対するイノベーションや知財への好奇心の醸成、プレゼンテーション力の向上が重要であることから、高等学校に加えて、義務教育段階での知財教育プログラムの展開を推進されたい。

Ⅲ. 取引適正化・侵害抑止に向けた知財保護の強化

中小企業のイノベーション創出・付加価値拡大に向けて、賃上げ・設備投資の原資を持続的に確保するための「稼ぐ力の種」こそ、知的財産である。とりわけ労働分配率が高水準である中小企業・小規模事業者においては、固有の革新的な技術や蓄積されたノウハウが侵害されないよう、取引適正化の整備が極めて重要である。

しかしながら、取引上の優越的地位の濫用等により、中小企業の知財が不当に搾取される事案は後を絶たない。商工会議所 LOBO 調査（2024 年 8 月）では、中小企業の約 8 社に 1 社が知財侵害行為を受けたことがあると回答しており、「工場見学や作業場への立入りに応じた結果、写真撮影をされるなど、自社のノウハウを無断で持ち出しされた」「提出したデータを無断で使用されたことが何度もある」など不適切な取引に起因する事案が多い。

昨年末に公表された企業取引研究会（中小企業庁・公正取引委員会）の報告書では、弱者へのしわ寄せを容認してきた旧来の商慣習がノルム化した状況下では付加価値を生んでもその果実を享受できないためにイノベーションが阻害されている旨が指摘され、知財の侵害抑止に向けた実態調査の実施および調査結果等を踏まえたガイドライン等の見直し・策定等が明記されたところである。

こうした状況を踏まえ、政府においては、特許庁・中小企業庁・公正取引委員会等の緊密な連携の下、以下に掲げる「知財侵害抑止の強化パッケージ（仮称）」を策定するとともに、具体的な施策を、関係府省庁の連携の下で早急に講じられたい。

<基本的な考え方>

- (A) 大企業と中小企業の新たな共存共栄に向け、中小企業だけが不利益を被ることのない、知財いじめがない世界を作る
- (B) 立場の弱い中小企業に訴訟を起こさせ取り戻させる負担を負わず、侵害が事前に強く抑止される制度を設計し、侵害し得の状況を是正する
- (C) 中小企業が自らの知財被害について声を挙げやすくする

<具体的な施策>

- ① 知財取引の実態に関する定期的な調査・企業名公表の早期実施
- ② 知財侵害抑止に資する指針の早期策定
- ③ 将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討

1. 知財保護の強化に向けた実態調査・指針策定・制度策定の検討

（１）知財取引の実態に関する定期的な調査・企業名公表の早期実施

知財取引の実態調査は、公正取引委員会が 2019 年 6 月に製造業に限定した「ノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の実施以降、スタートアップ事業者を対象とした調査を除き、行われていない。今般、2024 年 12 月に公表された企業取引研究会の報告書において、「幅広い業種を対象とした実態調査の実施」が明記されたことを踏まえ、実態調査を 2025 年度内に速やかに実施されたい。その際、知財取引の実態動向が継続的に把握できるよう、定期的な実態調査を行われたい。

また、「価格交渉促進月間におけるフォローアップ調査」（中小企業庁）では、調査結果の報

告にあわせて、10 社以上の受注側中小企業から「主要な取引先」として挙げられた発注側企業リストも公表されている。企業名が公表されることにより、「価格転嫁交渉がしやすくなった」「公表後、発注側企業の担当者から速やかに価格協議の申し入れがあった」という声が聞かれるほか、交渉企業数も増加傾向にあり、実効性確保が図られていることから、知財取引の実態調査の報告においても同様に企業名公表を検討されたい。

（２）知財侵害抑止に資する指針の早期策定

知財取引の適正化に向けた主要な現行の指針には、①「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」（中小企業庁）、②「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（公正取引委員会）、③「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（公正取引委員会）等がある。①は知財取引契約のあるべき姿が示されているものの、公正取引委員会が策定する各種指針のように独占禁止法に基づく指導・勧告・命令といった法的措置を講ずる権限がない。

他方、②・③については、知財侵害の抑止に足る法的拘束力を有しているものの、対象となる企業規模や項目がいずれも限定的であり、取引行為の具体的な記載に乏しい。したがって、知財侵害抑止のさらなる強化に向け、取引行為の具体的な記載および違反行為に対する法的拘束力、この双方の効力を併せ持つ指針とすべきである。

ついで、2024 年 12 月に公表された企業取引研究会の報告書において「調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげる」と明記されたことを踏まえ、より実効性の高い指針を 2025 年度内に速やかに策定されたい。

（３）将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討

知財訴訟における被侵害者の救済措置については、2019 年度の特許法改正における「損害賠償額の算定基準の見直し」や「査証制度の導入」等により一定の改善が図られ、一部では損害賠償額が高額になるケースも出てきている。

一方、現行の特許権侵害への救済手続については、「差止請求（特許法 100 条）」や「損害賠償請求（特許法 102 条）」は、いずれも実損分の補填に留まっている。また、「不当利得返還請求」については、特許法上に規定がなく民法が適用されることになるため、被侵害者が金額の算出を行わなければならない、特許権訴訟の性質上、立証活動が困難な場合が多いことから、「差止請求」または「損害賠償請求」での対抗措置しか取りうることができない。

このように、現行の救済手続では、侵害者の手元に残る利益の存在が否定できず「侵害した者勝ち」の状況となり、侵害の抑止効果としては十分でない。

ついで、故意・悪質な権利侵害の根絶に向け、侵害者に対する制裁だけでなく、侵害者の手元に残る利益が否定されることを旨として、知財侵害行為の抑止に資する制度を策定することについて、2025 年度内に速やかに検討を開始されたい。

2. 企業の共存共栄に向けた知財の取引適正化の推進

（１）「パートナーシップ構築宣言」における「知的財産・ノウハウ」項目の改正

「パートナーシップ構築宣言」の現行のひな形には、「知的財産・ノウハウ」の項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」との内容が盛り込まれている。

については、知財取引適正化の促進に向け、パートナーシップ構築宣言企業に対する働きかけ強化や、同宣言の遵守状況を調査・公表する等により、さらなる実効性確保を図られたい。

また、同宣言における「知的財産・ノウハウ」の基盤となる「知的財産取引に関するガイドライン」が2024年10月に改正され、「第三者との間に生じる知財訴訟等のリスクの転嫁」が明記されたことを踏まえ、知的財産権上の責任の一方的な転嫁などを求めない、既存契約についても片務性改善の観点から契約の見直しを行う、といった旨をひな形に反映する等、所要の見直しを早急に行われたい。

（２）商品・サービスにおける知財価値の取引価格反映に向けた支援

賃上げ・設備投資原資の持続的確保に向けては、取引適正化により、「稼ぐ力の種」である知財の価値を取引価格に適切に反映させることが不可欠である。政府においては、2023年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、仕入価格・エネルギー価格だけでなく、労務費に関しても価格転嫁の実施を推進している。知財についても、研究開発、権利取得、開発者へのインセンティブ等の様々なコストが生じており、そのコストを労務費と同様に取引価格に適正に転嫁するための後押しが必要である。

については、取引先企業および国・地方公共団体が、中小企業から商品・サービスの提供を受ける際、その商品・サービスに当該中小企業の知的財産権が含まれる場合には、その知的財産権の価値を認め、創造・取得・維持に要したコスト相当分を取引価格に適正に転嫁するよう、労務費と同様の指針を策定する等により支援されたい。

（３）知財取引に関する情報収集体制の強化およびこれらの活動に関する周知広報

下請取引における不公正な知財取引の是正に向けて、現在、中小企業庁が管轄する下請Gメンによる下請取引の実態調査が定期的に行われており、その調査において聴取した知財取引に関連する事例については知財Gメンが集中的にヒアリングを行っている。

他方、知財に関する感度が十分でない中小企業では、知財取引において取引相手から何らかの不利益を受けていても、それが下請法上の問題に抵触していることを認識していない事業者も多い。知財取引の事例聴取だけでなくリテラシー向上に資する活動のためには、知財Gメンの一層の体制強化が求められる。

上記の課題に対応するため、知財Gメンの人員を増員し、INPIT 総合支援窓口・よろず支援拠点に常駐させるとともに、知財Gメンの活動・問い合わせ先等に関する周知・広報を行われたい。

（４）名ばかりの共同研究による権利搾取の是正

営業秘密の不当な搾取や産業財産権の侵害については、特許法や不正競争防止法において、侵害者に対して提訴を行い、権利主張を行うことが可能である。しかし、共同研究と銘打って実際には中小企業の技術・ノウハウを搾取するだけの、いわゆる「名ばかりの共同研究」においては、共同研究先である相手企業にも産業財産権の権利が付与されてしまうため、前述のような対抗措置を講じることができなくなる。

については、下請取引の実態調査と同様に、共同研究の実態調査を行うとともに、必要に応じて指針の策定を行われたい。

3. 技術・ノウハウ等の情報流出防止に向けた支援強化

(1) 営業秘密・ノウハウ等の流出被害防止のための指導・支援の強化

近年、インサイダー、移籍・退職者、産業スパイなど人を介する技術流出事案や、サイバー攻撃など情報機器を介する技術流出事案が多数発生する等、国内企業が有する技術等の営業秘密が海外企業に流出するリスクが高まっている。商工会議所 LOB0 調査（2024 年 11 月）では、中小企業のサイバーセキュリティ対策は、「ウイルス対策ソフトのインストール」や「ソフトウェアの定期的なアップデート」といった基本的な取組みは行われているものの、人材育成等のさらなる対策強化に向けた取組みは追い付いていない状況にある。

ついては、セキュリティの専任担当者等を設置することが困難な中小企業やスタートアップに対し、被害防止のための指導や、CISO（最高情報セキュリティ責任者）の設置、専門人材による研修や人材育成のための補助等の支援を強化されたい。特に、わが国の経済安全保障に関連する先端技術を有する中小企業に対しては、直接かつ具体的に指導されたい。

(2) 営業秘密侵害事案に対する刑罰の適正化の検討

前述のとおり、国内企業の有する技術・ノウハウや、営業秘密の国内外への流出事案が増加傾向にある。こうした中、2018 年 4 月に発生した産業技術研究所の研究データが流出した事案については、国益である研究成果を海外へ流出させた非常に重い事案であるにもかかわらず、罰金 200 万円の少額賠償に加え、執行猶予付き判決となる等、軽罰的な判決が出ている。とりわけ、外国籍従業員に執行猶予を与えた場合、母国へ帰国することで、日本国内における社会的制裁が軽減されてしまうため、抑止力として十分機能しているとは言いがたい。

ついては、日本国全体における知財保護の観点から事案の重大さを再認識し、不正競争防止法における営業秘密侵害について、刑罰の適正化に向けた検討を行われたい。また、外国籍従業員の侵害事案防止に向け、従業員向けパンフレット「知っておきたい営業秘密」などの周知を実施されたい。

(3) 副業・兼業に伴う情報漏えい防止に関する普及啓発

IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の 2020 年度の調査では、営業秘密の漏えいルートは、誤操作・誤認等による割合が減少する一方で、退職者による持ち出しや、現職従業員による金銭目的等による割合が増加している。国内企業間での営業秘密情報の漏えいに加え、経済安全保障の観点から国内企業の営業秘密情報の海外流出が懸念される。

多様で柔軟な働き方の推進という観点から副業・兼業の普及促進が図られているところであるが、情報漏えい行為を抑止する観点から、従業員向けパンフレット「知っておきたい営業秘密」や今般改訂された「営業秘密管理指針」の周知を図るとともに、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」における秘密保持義務の周知徹底等を通じ、副業・兼業に伴う情報漏えい防止策に関する普及・啓発を徹底されたい。

(4) 知財の不当な海外流出の取締り強化

市場のグローバル化・デジタル化の進展に伴い、越境 EC やライブコマースなど商品の販売方法は多様化している。こうした中、日本国内の企業間では適正にライセンス契約や権利譲渡が行われている製品について、海外資本の企業が国内で独自に調達し、許可なく海外に転売して

しまうことで、本来海外市場に参入できる企業の障壁となっているケースが見受けられる。

現状、わが国では EC 等における出品者の産業財産権や著作権侵害について、EC 事業者の責任に関する明確な基準はない。

ついては、わが国の国際競争力の強化および国内企業の権利保護の観点から、諸外国の動向を踏まえて、EC 市場等における侵害責任の在り方について検討を行われたい。あわせて、海外事業者が運営する越境市場等による知財の不当な海外流失に対して、一層の取締り強化を図られたい。

4. 知財侵害に負けないための体制整備の強化

(1) 知財保護に向けた企業や業界団体の取組みへの支援

グローバル化の進展に伴い、営業秘密の海外流出や外国での模倣品被害が多発しており、個社でこれらの問題に対応することが難しい。そこで、例えばコンテンツ関連産業では、政府の支援の下、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）を組織し、海賊版などによる侵害への対策等を講じており、2024 年 3 月には同団体の働きかけにより、日本向けとして最大規模のアニメ海賊版サイトの外国人運営者が、本国で著作権侵害による刑事罰に科せられている。

ついては、こうした先進的な事案等も参考に、知財の保護に向けて取組みを行う企業や業界団体の支援を行うとともに、権利保護に関する取組みが進んでいない国内の各業界に対して、知財の保護に向けた組織づくりを支援されたい。

(2) 泣き寝入り防止に向けた訴訟費用の補助

資金や人材が十分でない中小企業においては、自社の知財を侵害された際、裁判にかかる費用や専門家費用が負担となり、訴訟提起を躊躇してしまうとの声が多く聞かれる。例えば、訴額が 3 億円の訴訟を提起する場合、一審だけで手数料として 92 万円の納付が必要であり、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、さらなる手数料の納付が求められる等、訴額に比例した裁判費用は中小企業に訴訟提起を躊躇させる理由の一つとなっている。

ついては、中小企業やスタートアップが訴訟を提起する場合の提訴手数料について、一定の条件の下で費用の一部を助成する等の負担軽減策を検討されたい。

(3) 査証制度の在り方に関する検討

査証制度については、2019 年度特許法改正において導入されて以降、現在までに発令されたことがなく、「抜かれない伝家の宝刀」となっている。

近年、日本の重要技術等を意図的に狙う悪質な営業秘密・産業財産権情報の窃取事案が散見されるが、これに対抗すべく、民事訴訟の遂行にあたり課題となりうる証拠収集手続きの強化に向け、査証制度の検証や発令要件の緩和、不正競争防止法における査証制度の導入、査証制度の海外適用（応じない場合の真実擬制や課徴金賦課制度等も視野に）等について検討されたい。

(4) 特許表示の活用促進等、覆滅防止に向けた制度導入の検討

特許訴訟において、損害賠償額の算出は特許法 102 条に基づいて行われるが、被侵害者の求めた損害賠償額から覆滅によって減額されるケースが多い。本来、特許法においては過失の推

定が行われるため、その特許権が使用された時点で侵害者には相当の損失の補填を行う義務が生じるため、覆滅による損害賠償の減額はよほどの事情がない限り行われるべきではない。

ついては、例えば、特許権者が商品等に対して特許表示を行うことで、被侵害者の悪質性を立証し、覆滅による減額を防止する等、覆滅の適用防止に向けた制度導入の検討を図られたい。その際、景品表示法等の他法令との関係性も考慮されたい。

（５）知財訴訟の国際化に伴う裁判判決情報の DX 推進、知財関連法令等の多言語発信強化

中国では知財裁判がインターネットで世界に公開されており、その判決は世界の知財裁判に影響を与え、知財裁判地としての国際競争力を高めている。

日本においても、知財高裁においては、重要な判決を要約したものを英語でウェブサイトによる発信を行う等の取組みが進められているが、知財裁判地としての国際競争力を高め、国際的な紛争であっても国内で解決できる割合を高めるべく、知財裁判の DX をさらに推進するとともに、重要な判決について多言語による発信を一層強化されたい。

また、法務省では「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」において、日本法令の外国語訳の推進や国際発信力の強化を関係府省庁連携の下で取り組んでおり、日本商工会議所も参画している。

現在、産業財産権法や「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」については、外国語訳が公表されているが、わが国の国際競争力を強化する観点から、「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」などのガイドライン関係についても、外国語訳整備に係る所要の予算を確保し、グローバル社会に対応したビジネス環境整備に優先的に取り組まれない。

Ⅳ. 日本のコンテンツ関連産業の拡大および加速するデジタル市場への対応

映画やTV番組、音楽、アニメ、ゲーム等のコンテンツ産業は、世界市場で鉄鋼産業に次ぐ規模に位置しており、石油化学産業や半導体産業よりも規模の大きな産業である。その中で日本のコンテンツ産業の海外売上は、輸出額等の規模で見ると、鉄鋼・半導体に匹敵する。他方、日本のコンテンツ関連産業は高い潜在力を持ち、諸外国からも関心の高い重要な知財を有しているながらも、国際競争面では米国・中国に後塵を拝している状況にある。

コンテンツ産業は、後述の通り観光関連等裾野の広い産業分野にも波及が見られる等、地方創生への効果も期待されることから、諸外国に負けない経済成長を実現するための基幹産業として、関連産業の保護・育成と海外展開を戦略的に推進していくことが求められる。

その一方で、業界独自の商慣習等から日本のコンテンツ関連の多く企業において、クリエイターが安心して創作活動に取り組むための労働環境整備は十分に行われていないことが、国際的にも問題視されている。国際連合が2024年5月に発表した報告書において、アニメーターの低賃金・長期労働や不公正な請負関係、知財が守られない契約など「搾取されやすい環境が作り出されている」との指摘を受け、政府は同年9月に対策会議を設置し対応を検討している。

昨今のデジタル化の進展に伴い生成AIやメタバース等の新たな市場が普及する中、良質なコンテンツを生み出すための関連産業の保護・育成に向けた環境整備を進めるとともに、急速に進展するデジタル市場において、技術の特性を活かした新たな無形資産の創造・活用および適切な保護が図られるよう、時流の変化に合わせた知的財産制度の構築・整備が重要である。

1. コンテンツ関連産業の保護・育成に向けた環境整備

(1) 著作物に関する公正な契約取引の推進

コンテンツ産業は、個人の創造性や技能に由来する知財の開発を通じ付加価値を創造する、クリエイティブな産業である。しかしながら、発注者と制作者との間において、業界独自の商慣習を背景とした優越的地位の濫用等により公正な契約取引がされず、制作者が著作物に関する適切な対価や適正な権利を得られないケースが後を絶たない。

個人のクリエイターをはじめとするコンテンツ制作者が創造性を最大限発揮し、かつコンテンツに係る権利権益が適正に確保できるよう、文化庁が提供する「著作権契約書作成支援システム」や「誰でもできる著作権契約マニュアル」を、権利者（コンテンツ制作者）・利用者（発注者）の双方へ周知徹底する等により、公正な契約取引を推進されたい。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に基づき、公正取引委員会が実施している「クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査」について、調査結果の公表に留まらず、調査によって顕在化した実態や課題を踏まえ、クリエイター支援のための取引適正化に向けた指針を速やかに策定されたい。

(2) フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及啓発によるコンテンツ関連産業の労働環境整備

コンテンツ関連産業では、フリーランス等の個人の制作者が多く、一般社団法人日本アニメーター・演出協会の「アニメーション制作者実態調査2023」では、アニメーション制作者のうち、フリーランスは30.8%と多くの割合を占めている。そのため、わが国が持続的に魅力的なコンテンツを生み出していくためには、フリーランス等の個人の制作者が安心して働ける環境

を整備し、産業自体の魅力度を向上させ、人材の確保・定着を図ることが必要である。

フリーランスへの発注を行う企業に対しては、2024 年 11 月に「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されたが、公正取引委員会と厚生労働省が実施した「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の調査）」では、同法の内容を「知らない」と回答した割合は発注者で 54.5%、フリーランスで 76.3%となる等、全体的に認知度が低水準にある。

ついては、発注者・フリーランスの双方における同法の認知度向上に向けて、一層の普及啓発を行うとともに、制作者による適切な報酬の獲得、および労働環境の整備を推進されたい。

（３）日本コンテンツの海外普及の推進

わが国のコンテンツの海外展開は、世界シェアでは 2013 年に中国に抜かれて以降、米国・中国に次いで第 3 位となり、近年は欧州も追随するなど予断を許さない状況にある。近年の SNS や動画プラットフォームの急速な普及に伴い、国際的な競争は激化の様相を呈しており、日本コンテンツを世界市場へ積極的に展開する支援の拡充が必要である。

ついては、2024 年 6 月閣議決定の「新たなクールジャパン戦略」に基づき、関係府省庁・関係機関との緊密な連携の下、国際的なマーケティングをはじめ、プロモーション強化、デジタル化、人材育成等の支援を強化されたい。

あわせて、ローカライズ等を支援する現地拠点の設置をはじめ、国際的な著作権管理の枠組み強化、海外ニーズを把握する市場調査および業界への情報提供等の体制整備を行われたい。

（４）コンテンツ輸出における知財保護の強化

近年、「ファスト映画」（映画を 10 分程度に編集した動画）の無断アップロードや、海賊版サイトの発生が後を絶たない。一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の調査では、2022 年のオンライン上で流通する日本コンテンツの海賊版による被害額は、約 1 兆 9,500 億円～2 兆 2,020 億円であると推計され、2019 年度の同調査から約 5 倍に拡大している。特にコンテンツの輸出に際しては、国内外における侵害リスクが事業活動の障壁となりうる。

そのため、コンテンツの権利侵害抑止に向け、海賊版サイトやリーチサイトの取締り強化、文化庁が提供する海賊版対策情報ポータルサイトおよび海賊版被害に関する相談窓口の周知を徹底されたい。加えて、違法動画は視聴しないという社会全体の一層の意識醸成を図られたい。

２．生成 AI の活用に向けた環境整備

（１）生成 AI の利活用促進に向けた支援の強化

生成 AI 技術が進む一方、わが国における同技術の活用は諸外国と比較して低水準にある。総務省が 2024 年 7 月に公表した「情報通信白書」では、業務で生成 AI を活用している企業の割合は、米国・中国は 8 割を超えているのに対し、日本は 46.2%に留まっている。また、「活用の検討もしていない」と回答した日本の企業は約 8 社に 1 社と、米国・中国・ドイツより多い。この要因として、生成 AI の活用方法や効果の理解が進んでいないことが挙げられる。

ついては、生成 AI 活用による新たな知財創造を推進すべく、同技術の活用方法や効果に関する一層の普及啓発を図るとともに、中小企業等の利活用促進に向けた支援を展開されたい。すでに利活用を進めている事業者に対しては、同技術の活用による新分野参入や新サービス開発に積極的に取り組めるよう、コンサルティングやそれに係る費用の補助制度を創設されたい。

（２）生成 AI を活用した発明に伴う知的財産権制度の整備の推進

今後さらに生成 AI の普及が見込まれている中、わが国において生成 AI を活用した発明の権利の所在や発明者の定義等は定められていない。目下、政府会議等で検討されているが、生成 AI の著しい発展スピードに遅れをとらないよう、2026 年度の法改正を視野に関連制度の整備を進められたい。その際、中小企業が AI 活用を進める障壁とならないよう考慮されたい。

また、中小企業は人材・時間・コストに限りがあるため、AI 技術や制度の最新動向を把握することは難しい。制度変更やそれに伴う手続等が生じる場合、分かりやすい周知広報・普及啓発に加え、INPIT 知財総合支援窓口等の支援機関の積極的な活用を促進されたい。

３．拡大するデジタル市場に対応するための環境整備

（１）デジタル空間での知財保護に向けた制度の検討

デジタル空間における知財保護については、2023 年 6 月の不正競争防止法改正により「デジタル空間における模倣行為の防止」が定められたほか、現在は意匠権による権利保護に関する検討等が進められている。一方、デジタル空間の発展・普及に伴い、諸外国ではすでにデジタル空間内で大手アパレルブランドの模倣品が販売され、訴訟に発展するという事案が発生しており、わが国においても権利保護に向けた整備が急務である。

については、善良な創作活動を阻害せず、権利ある者が確実に権利主張を行えるよう、デジタル空間における適切な知財保護に向けて、2026 年度の法改正を視野に入れ、意匠権をはじめとする知的財産権制度の検討を引き続き進められたい。その際、人材やコストに限りがある中小企業・小規模事業者の負担についても考慮されたい。

（２）デジタル空間での知財活用・保護に関する諸外国の動向把握・周知

前述のとおり、諸外国では、デジタル空間における権利侵害に関する訴訟や判決等を基に、環境整備が進められている。わが国においてもデジタル空間での知財の活用・保護を進めるためには、各国の最新の状況を踏まえた検討が重要である。また、国境のないデジタル空間においてわが国の利益を保持するためには、ルール形成の段階から警鐘を鳴らすことができるよう、各国の動向を注視する必要がある。

については、諸外国のデジタル空間に関する最新技術やルール形成の動向を把握し、積極的な周知・広報を実施されたい。

（３）ネットワークを介して国境を跨いで実施される発明の適切な権利保護

これまでの知的財産権制度では「属地主義」の下、権利の効力は取得した国の領域内に限られてきた。他方、ネットワークの発展で海外にサーバや拠点を置くサービスも日本国内で利用可能となったことで、国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護等の検討が進められている。本件に関連した事案として、株式会社ドワンゴ（日本）が、動画上にコメントが流れる機能の特許を侵害されたとして FC2 社（米国）を訴えた裁判で、2025 年 3 月に FC2 社側に機能の利用停止と計 1 億円の賠償を命じる判決が下された。

こうした判決も踏まえ、ネットワークを介して国境を跨いで実施される発明の適切な権利保護に向け、2026 年度の法改正を視野に、諸外国の動向を参考にしつつ権利範囲等の検討を進めるとともに、中小企業・スタートアップに分かりやすい周知向上・普及啓発を実施されたい。

V. 地方創生に資する地域および中小・中堅企業の知財活用に向けた体制整備

わが国は少子高齢化に伴う人口減少という構造的課題を抱える中で、多くの地域では、少子高齢化（自然減）に加え、若年層の転出（社会減）という「二重の人口減少」に直面している。働き手の減少や域内消費の低迷に歯止めをかけ、地域経済を再活性化させるためには、地域で成長する企業を生み出し・育てることが良質な雇用を創出する観点からも不可欠である。

また、地域経済の成長を後押しするためには、域内中小・中堅企業等の知財活用を強力に支援する体制整備が必要であるものの、知財を政策的に位置づけている地方自治体は限定的であり、国と地方自治体が緊密な連携の下で取り組むことが重要である。

加えて、インバウンド・国内観光が堅調に推移する中、映画・アニメ等の舞台やロケ地を巡る「聖地巡礼」に代表されるコンテンツ・ツーリズム等も増加している。

新たな需要を取り込むためにも、知財の積極的な活用を通じて新たな良質なコンテンツの創造・活用を促し、地域のブランディングを図り、地方創生を推進していくことが必要である。さらに、産官学金の連携により地域の将来を担う知財人材育成を積極的に推進すべきである。

1. 地域経済の持続的成長に向けた地方自治体の支援体制強化

（１）地方自治体における知的財産推進計画の策定支援

知的財産基本法では、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の特性を活かした自主的な施策を策定・実施することが、地方公共団体の責務と明記されている。しかし、知財を中小企業支援の重点施策に位置づけている地方自治体は、いまだ限定的であり、かつ地方自治体間で意識の差も見られる。

については、地域の生活・基幹インフラを担う中小・中堅企業が知財を経営に活用できるよう、地方自治体においても国と密接な連携の下で知財を重点施策に位置づけるべきである。

これに向けて、すでに知的財産推進計画の策定や知財を重点施策に位置づけている地方自治体の事例の横展開等を通じ、各地方自治体における知的財産推進計画の策定を支援されたい。

（２）地方自治体における知財専門部署設置・専門人材配置の支援

各地域では、経済産業局や INPIT 知財総合支援窓口、日本弁理士会地域会等の連携・支援の下、中小企業の知財活用を推進している。地域における一層のイノベーション促進に向けては、地方自治体が産業振興ビジョン等の中長期的な政策方針の下で知的創造サイクルの推進主体となり、知財を活用する地域中小企業を積極的に支援していく必要がある。

例えば、中国では、各地方政府が知的財産権取得のための資金援助や知財を活用して好事例を生み出している企業に奨励金を出す等、特色ある支援を行い、地域間競争による知財活用の底上げを図っている。

こうした諸外国の先進事例等も参考に、政府は、各地方自治体が地域の特性や個別の課題やニーズに応じた知財経営支援の体制を構築できるよう、各地方自治体における知財に関する専門部署の設置を支援されたい。あわせて、域内企業に精通し支援機関等との連携を主導できる、専門性の高い人材の配置・育成を支援されたい。

（３）「地域知財経営支援ネットワーク」の構築および「INPIT 地域統括拠点（仮称）」の創設

2023 年 3 月公表の「知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言」において、効果的な知財

経営支援を実現するための方策の一つに、「地域知財経営支援ネットワーク」の形成を掲げている。今般、本ネットワークの連携機関に中小企業庁が参画したことを契機に、各都道府県における「地域知財経営支援ネットワーク」の早期形成を積極的に支援されたい。その際、例えば石川県や福島県では、すでに特許庁や関係機関と連携協定を締結し、知財の活用・保護の強化に独自に取り組んでいる。こうした好事例を他の地方自治体に積極的に横展開し、各地域の特性に応じた体制構築を支援されたい。

また、地域の実情に即した面的な知財経営支援を実施するにあたっては、各地域特有の知財活用に向けた課題・好事例等を取りまとめるエリア統括的機能が必要であり、その役割は「知的財産の総合支援機関」である INPIT が担うのが適切である。現在、INPIT にはこのような性質を持つ拠点として、近畿地域の支援機関と連携し知財経営を推進する「INPIT-KANSAI」が設立されている。こうした事例を参考に、北海道や東北、九州などブロック区分毎に面的支援のハブとなる「INPIT 地域統括拠点（仮称）」を創設されたい。

（４）「知財経営支援モデル地域創出事業」の支援地域の拡充・好事例の横展開

地域経済の成長後押しに向けては、域内中小・中堅企業等の知財活用への強力な支援を継続し、かつ支援地域を面的に広げていくことが必要である。特許庁の 2024 年度新規事業である「知財経営支援モデル地域創出事業」では、青森県、石川県、神戸市の 3 つの地方自治体が知財支援重点エリアに指定され、各地域の特性や個別課題・ニーズに応じた知財経営支援モデルの構築に向けた取組みが進められている。

2025 年度の本事業については、予算が拡充（2024 年度：1.2 億円→2025 年度：2.7 億円）されたところ、2026 年度以降も本事業の継続および十分な予算の確保を行い、支援地域を拡充されたい。

また、本事業では、知財支援重点エリアに指定された地方自治体と連携したプロデューサーチームを形成し、様々な支援機関との連携強化、OJT の中で支援人材の育成を行うことにより、同事業による支援終了後も各地域が自走可能とすることを目指している。

各種補助事業において支援終了後の自走化は本質的な課題であるところ、本事業の取組みは今後持続的な知財活用の促進を目指す多くの地方自治体にとって有効なモデルとなりうることから、特許庁においては、本事業の指定を受けた地方自治体の取組みについて、他の地方自治体に対して継続的かつ積極的に横展開を図られたい。

2. 知財の積極活用による観光・地域振興

（１）ロケ地誘致支援の強化に向けた補助金制度改善・環境整備

わが国の映画やアニメ等のコンテンツは海外でも大きな人気を博しており、「聖地巡礼」やロケ地誘致による観光需要の増加がもたらす地域経済への波及効果も高い。「聖地巡礼」に関しては、観光庁の試算では、2023 年のインバウンド観光客のうち映画・アニメのゆかりの地の訪問者数は約 188 万人に上り、内閣府知的財産戦略推進事務局の試算では、潜在的な縁の地訪問者の需要は 300 万人規模と見込まれ、6,257 億円の国内消費支出（2023 年推計）が期待されている。また、ロケ地誘致に関しても、神戸市における 2023 年度のロケ誘致による直接経済効果（※）は約 4 億 2,700 万円と過去最高の実績額となるなど、地域経済の活性化に大きな効果をもたらしている。

こうした中、政府は、「我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金」等により海外映画のロケ地誘致を支援しているが、現行の補助金制度は単年度予算のため、長編映画の制作期間と比較して短期間であることや、次年度以降の撮影計画が立てづらいこと等の使いにくさに加え、撮影の許認可手続が複雑であること等が、積極的に誘致を進める上での課題となっている。結果として、例えば 2024 年から放映・配信されている米国のドラマシリーズ「SHOGUN 将軍」は、日本の歴史・文化が題材であるにも関わらず、撮影地にはカナダが選ばれるといった機会損失が生じている。

そのため、さらなる補助事業の利用促進に向けて、補助金の公募期間の通年化や複数年度事業への対象拡充等の制度改善を図るとともに、補助上限金額（10 億円）の引上げを検討されたい。あわせて、円滑な許認可手続を含む環境改善を検討されたい。

また、ロケ地の誘致にあたっては、税制措置による支援も効果的である。例えば、カナダやオーストラリアでは、制作費等への税額控除などの税制支援が図られている。こうした諸外国の制度や、「イノベーション拠点税制」を参考に、主に日本国内で撮影された映画等から生じる所得に対する所得控除を行うなど、わが国においてもロケ地の日本誘致に向けた税制措置の創設を検討されたい。

※撮影隊が撮影地域で直接支払う費用／宿泊費・飲食費・交通費、資機材レンタル等の他、施設利用料やロケセット施工料、警備費等を指す。

（２）「地域団体商標制度」「地理的表示（GI）保護制度」の活用促進

各地域が持つ固有の地域ブランドや名産品への注目が国内外で高まりつつある中、日本国内のブランド・産品を海外に展開するにあたっては、効果的なブランディングや積極的な PR に加えて、知財の保護および品質・ブランドの管理徹底により、海外における模倣品被害や権利侵害、技術流出等のリスクを軽減することが求められる。

このため、地域ブランドの保護に有効な「地域団体商標制度」や「地理的表示（GI）保護制度」の取得や活用を進める地方自治体や商工会議所等の地域団体が増えつつある。例えば、栃木商工会議所では、2024 年 4 月に「出流（いづる）そば」の地域団体商標を取得したところ、地元そば店の SNS 閲覧数の増加や、TV 放映等、販売促進・集客向上面で着実な効果が現れている。

については、「地域団体商標制度」および「地理的表示（GI）保護制度」の利用状況や地域産業への経済効果等を調査・公表するとともに、好事例を横展開する等両制度の周知啓発に努め、地方自治体や地域団体の取得・活用を積極的に支援されたい。また、両制度を活用した新市場開拓や海外展開に向けた取組みについても支援を強化されたい。

さらに、地域団体商標については、中長期的な地域活性化の観点から、10 年一括納付で更新する場合の更新手数料について減額措置を検討されたい。また、取得促進策の一環として、地域団体商標を取得している地域の製品・産品を対象とした展示会等を開催し、地域ブランドの認知度向上、販路拡大の支援を図られたい。

３．地域の持続的なイノベーション創出を支える人材育成・産学連携

（１）社会人・リカレント教育を通じた支援人材の育成

地域の持続的なイノベーション創出に向けて、中小企業の知財経営リテラシーの向上や知財

経営を推進するためには、それを支援する人材が重要である。支援人材には、企業経営全体を見据えた知財経営支援や、「地域知財経営支援ネットワーク」を活用した支援の起点となることが必要であり、経営や知財に関する知識に加え、マネジメント能力も求められる。

こうした支援人材の育成に向けて、初等・中等・高等教育に続き、社会人教育やリカレント教育においても知財教育を推進されたい。また、前述のとおり、「知財経営支援モデル地域創出事業」では支援人材の育成も期待されているところ、各地域における知財経営の推進に向けて、各支援機関のハブとなる支援人材の育成も図られたい。

（２）大学等保有特許の民間活用促進に向けた支援

大学等が保有する知財を、中小企業・スタートアップが事業化し社会実装することは、地域経済に好循環をもたらす有効な手段である。一方、いまだ大学や研究機関が保有する特許の多くが活用されていない。

については、中小企業・スタートアップに対して、「開放特許情報データベース」を広く周知し、大学等が保有する知財の活用を促進するとともに、大学等の特許を無償で開放し、事業化後にライセンス契約に移行する取組みの支援強化を図られたい。

また、企業では、市場の動向を見据え、より良いタイミングでの社会実装を図る等、事業化までに一定の時間を有する場合もある。このようなケースにおいても、一定期間不実施であることを理由に企業の下承なくライバル企業等にライセンス化されてしまうと、共同研究を実施した中小企業等が不利益を被ることになる。

このように、立場の弱い中小企業に一方的に負担や不利益が生じることのないよう、「大学知財ガバナンスガイドライン」に契約ひな形を盛り込む等、誠実な交渉が行われる環境整備を推進されたい。あわせて、大学が保有する知財の活用や取引の適正化に向けて、引き続き大学・企業の双方に対する同ガイドラインの周知徹底を図られたい。

（３）地域の持続的なイノベーション創出に向けた産学官金連携の推進

地域の持続的なイノベーションの創出に向けて、中小企業が大学等の研究機関と共同研究を行い、生み出された特許を社会実装していくことは、企業の利益向上のみならず、地域経済の活性化の観点からも重要である。しかし、多くの中小企業は、付加価値ある商品開発やイノベーション創出に必要な試作・研究設備を有していない。他方、大学等の研究機関では、研究設備は有しているものの、開発技術を事業化・収益化する手立てを有していないケースが多い。

そのため、中小企業からは、大学と共同研究を行った際、高度な技術を組み込むことだけではなく、企業の立場から「売る」という視点を入れて研究を進めたことで、開発製品の販売促進につながっている、という声が挙がっている。また、中小企業が研究設備等を自社に導入する際には、資金調達が課題となることから、企業、大学等の研究機関のみならず、金融機関が連携し、それぞれの役割・強みを活かした体制構築が重要である。

については、政府は、各地方自治体における、中小企業、大学等の研究機関、金融機関とのマッチング推進に関する取組みへの支援の強化を図られたい。その際、「知財経営モデル地域創出事業」を通じた産学官金連携の好事例を公表し、他地域における取組みのきっかけとなるよう、横展開を推進されたい。

以上

【別表】意見項目と中小企業4類型の関係性について

I. 知財経営リテラシーの向上

意見項目	意見項目の対象となる中小企業4類型			
	地域牽引企業		地域貢献企業	
	グローバル型	サプライチェーン型	地域資源型	生活関連インフラ型
1. 中小企業、支援機関、国・地方自治体における、知財の重要性に関する普及啓発	●	●	●	●
2. 知財取引適正化に向けた、秘密保持契約締結・不当な契約見直し等の法務支援強化	●	●	●	●
3. 自社の技術・ノウハウ・データ等を安易に開示しないための周知・指導体制強化	●	●	●	●
4. 「J-PlatPat」の活用促進による、権利取得状況把握・自己防衛力強化の支援	●	●	●	●
5. 「IP ランドスケープ」の活用促進による、知財を活用した経営課題解決の支援	●	●	●	●
6. 経営者・イノベーション人材・知財人材の育成・成長に向けたセミナー等支援カリキュラムへの知財項目の反映	●	●	●	●

II. 中小企業における知財の創造・活用促進

意見項目		意見項目の対象となる中小企業4類型			
		地域牽引企業		地域貢献企業	
		グローバル型	サプライチェーン型	地域資源型	生活関連インフラ型
1. 中小企業における「知的財産の活用・保護推進アクションプラン（仮称）」の策定					
(1)	事業分野・成長ステージに適した「知財経営支援モデル」の策定	●	●	●	●
(2)	知財の創造・活用促進に向けた中小企業支援予算の拡充	●	●	●	●
(3)	技術・産業力向上に資する新たな知財創造に向けた、中小企業の研究開発支援の強化	●	●		
(4)	新たな知財創造に向けた、初出願の中小企業等に対する出願手続支援・費用無償化	●	●	●	●
(5)	INPIT 知財総合支援窓口と中小企業支援窓口との連携機能強化に向けた改善	●	●	●	●
(6)	特許行政の一層の体制強化	●	●	●	●

Ⅱ. 中小企業における知財の創造・活用促進

意見項目		意見項目の対象となる中小企業4類型			
		地域牽引企業		地域貢献企業	
		グローバル型	サプライチェーン型	地域資源型	生活関連インフラ型
2. 知財活用の普及・促進に向けた各種支援施策の拡充					
(1)	中小企業・小規模事業者向け各種補助金における知財活用の優遇措置	●	●	●	●
(2)	「知財経営支援ポータルサイト（仮称）」構築および好事例の集約・公開	●	●	●	●
(3)	知財情報を活用したイノベーション促進に向けたマッチング機会創出に対する支援	●	●		
3. 知財の価値評価に基づく資金調達の円滑化・税財政面の支援拡充					
(1)	国内における知財の価値評価に関する基準策定に向けた検討	●	●	●	●
(2)	「企業価値担保権」に基づく事業性融資の普及・活用促進および知財融資の推進	●	●	●	●
(3)	「イノベーション拠点税制」の活用促進および制度の拡充	●	●		
(4)	公共調達において知財活用が評価されるための法整備の検討	●	●	●	●
4. 海外展開に関する権利確保等の情報提供、補助金等支援施策、標準化等の支援					
(1)	グローバルな権利確保の重要性に関する普及啓発	●	●		
(2)	中小企業・スタートアップのグローバル化支援	●	●		
(3)	外国出願における国別審査基準等の情報提供の改善	●	●		
(4)	リヤド意匠法条約（DLT 条約）への加盟に向けた検討	●	●		
(5)	中小企業の認証・標準化の活用促進に向けた支援強化	●	●		
5. イノベーション創出の礎となる知財教育の推進					
(1)	次世代の知財人材育成に向けた「少年少女発明クラブ」の活動支援	●	●	●	●
(2)	スーパーサイエンスハイスクールおよび小・中学生への知財教育の拡充	●	●	●	●

Ⅲ. 取引適正化・侵害抑止に向けた知財保護の強化

意見項目		意見項目の対象となる中小企業4類型			
		地域牽引企業		地域貢献企業	
		グローバル型	サプライチェーン型	地域資源型	生活関連インフラ型
1. 知財保護の強化に向けた実態調査・指針策定・制度策定の検討					
(1)	知財取引の実態に関する定期的な調査・企業名公表の早期実施	●	●	●	●
(2)	知財侵害抑止に資する指針の早期策定	●	●	●	●
(3)	将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討	●	●	●	●
2. 企業の共存共栄に向けた知財の取引適正化の推進					
(1)	「パートナーシップ構築宣言」における「知的財産・ノウハウ」項目の改正	●	●	●	●
(2)	商品・サービスにおける知財価値の取引価格反映に向けた支援	●	●	●	●
(3)	知財取引に関する情報収集体制の強化およびこれらの活動に関する周知広報	●	●	●	●
(4)	名ばかりの共同研究による権利搾取の是正	●	●		
3. 技術・ノウハウ等の情報流出防止に向けた支援強化					
(1)	営業秘密・ノウハウ等の流出被害防止のための指導・支援の強化	●	●	●	●
(2)	営業秘密侵害事案に対する刑罰の適正化の検討	●	●	●	●
(3)	副業・兼業に伴う情報漏えい防止に関する普及啓発	●	●	●	●
(4)	知財の不当な海外流出の取締り強化	●	●	●	●
4. 知財侵害に負けないための体制整備の強化					
(1)	知財保護に向けた企業や業界団体の取組みへの支援	●	●	●	●
(2)	泣き寝入り防止に向けた訴訟費用の補助	●	●	●	●
(3)	査証制度の在り方に関する検討	●	●		
(4)	特許表示の活用促進等、覆滅防止に向けた制度導入の検討	●	●	●	●
(5)	知財訴訟の国際化に伴う裁判判決情報のDX推進、知財関連法令等の多言語発信強化	●	●	●	●

IV. 日本のコンテンツ関連産業の拡大および加速するデジタル市場への対応

意見項目		意見項目の対象となる中小企業4類型			
		地域牽引企業		地域貢献企業	
		グローバル型	サプライチェーン型	地域資源型	生活関連インフラ型
1. コンテンツ関連産業の保護・育成に向けた環境整備					
(1)	著作物に関する公正な契約取引の推進	●	●	●	●
(2)	フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及啓発によるコンテンツ関連産業の労働環境整備	●	●	●	●
(3)	日本コンテンツの海外普及の推進	●			
(4)	コンテンツ輸出における知財保護の強化	●			
2. 生成 AI の活用に向けた環境整備					
(1)	生成 AI の利活用促進に向けた支援の強化	●	●	●	●
(2)	生成 AI を活用した発明に伴う知的財産権制度の整備の推進	●	●	●	●
3. 拡大するデジタル市場に対応するための環境整備					
(1)	デジタル空間での知財保護に向けた制度の検討	●	●	●	●
(2)	デジタル空間での知財活用・保護に関する諸外国の動向把握・周知	●	●	●	●
(3)	ネットワークを介して国境を跨いで実施される発明の適切な権利保護	●			

V. 地方創生に資する地域および中小・中堅企業の知財活用に向けた体制整備

意見項目		意見項目の対象となる中小企業4類型			
		地域牽引企業		地域貢献企業	
		グローバル型	サプライチェーン型	地域資源型	生活関連インフラ型
1. 地域経済の持続的成長に向けた地方自治体の支援体制強化					
(1)	地方自治体における知的財産推進計画の策定支援	●	●	●	●
(2)	地方自治体における知財専門部署設置・専門人材配置の支援	●	●	●	●
(3)	「地域知財経営支援ネットワーク」の構築および「INPIT 地域統括拠点（仮称）」の創設	●	●	●	●
(4)	「知財経営支援モデル地域創出事業」の支援地域の拡充・好事例の横展開	●	●	●	●
2. 知財の積極活用による観光・地域振興					
(1)	ロケ地誘致支援の強化に向けた補助金制度改善・環境整備			●	●
(2)	「地域団体商標制度」「地理的表示（GI）保護制度」の活用促進			●	●
3. 地域の持続的なイノベーション創出を支える人材育成・産学連携					
(1)	社会人・リカレント教育を通じた支援人材の育成	●	●	●	●
(2)	大学等保有特許の民間活用促進に向けた支援	●	●		
(3)	地域の持続的なイノベーション創出に向けた産学官金連携の推進	●	●	●	●